

平成29年度

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器撤去業務委託

1. 工事概要

中種子町納官 平鍋水源地ポンプ室内 PCB撤去業務委託

2. 見積金額

工事費
消費税
設計額

円
円
円

中種子町水道課

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器処分設計書

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器処分

内訳	数量	単位	単価	金額	適用
1. 変圧器 75KVA (東京芝浦電気-68753112)	1	台			
2. 遮断機 50MVA (東京芝浦電気-700737)	1	台			
3. 汚染物(コンクリート殻用ドラム缶)	1	本			
4. 汚染物(金属系・ウエス等用ドラム缶)	1	本			
小計					

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器補修及び搬出作業

内訳	数量	単位	単価	金額	適用
クレーン作業(25t)	1	式			
作業員(1名)	3	日			
機材費	1	式			
汚染物収容器(200L中古ドラム)	2	本			
宿泊費・交通費	1	式			
管理費	1	式			
小計					

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器収集・運搬業務

内訳	数量	単位	単価	金額	適用
収集・運搬車両回送					
海上往復回送費	1	式			
収集・運搬業務					
車両費	4	日			
先導車両費	1	日			
作業責任者	3	人			
普通作業員	6	人			
輸送容器使用料	4	日			
宿泊費	4	人			
高速料金	2	回			
高速料金	2	回			
フェリー乗船料	2	回			
管理費(GPS搭載費・吸収材・その他)	1	式			

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器処分費

内訳	数量	単位	単価	金額	適用
低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器処分費	1	式			
低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器補修及び搬出作業	1	式			
低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器収集・運搬業務	1	式			
小計					
消費税	8	%			
合計					

平成29年度

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器撤去作業業務委託

特記仕様書

中種子町水道課

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、下記の業務委託に適用する。

業務委託名 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器撤去業務委託

業務委託場所 中種子町納官地内

工期 平成29年 8月 7日から 平成29年 9月30日

(準拠図書)

第2条 本業務委託は、契約書等及び本特記仕様書によるほか、PCB特別措置法の規程によること (環境省令)
低濃度PCB廃棄物もふくまれている

第3条 この特記仕様書ならびに第2条の示方書等に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、担当者と協議し、かつその指示に従うこと
また、構造上必要なものは、担当者の指示により施行すること。

第4条 請負人は調査・施行計画・出来高成果・検査等のために経験のある技術者を常置し、担当者の指示により施行すること。

第5条 本業務委託の数量は、別紙閲覧設計書のとおりとする。なおこの数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

(随時検査)

第6条 請負者は、発注者が必要に応じて行う随時検査を受けるものとする

業務委託の施工 (委託条件の照査)

第7条 請負業者は業務委託の施工に先がけて工事条件の照査を行い、条件等の有無にかかわらず、その結果を担当者に報告しなければならない。

産業廃棄物の処理

第8条 PCB廃棄物はすべて責任をもって取り扱うこと。
途中何らかの事情により上記が難しい場合は、担当者と協議のうえその指示に従うこと。
運搬中交通事故等が発生したときも担当者と協議しその指示に従うこと。

安全管理 第9条

業務委託中は、安全巡視員（または安全管理員）を配置し、現場において安全に関する巡視、点検、連絡調整、地域内全般の監視あるいは、連絡を行わせ、安全確保につとめなければならない。

技術管理 第10条

請負者は廃棄物撤去については十分な管理をおこなわなければならない。

その他
第11条

撤去に使用したものは，確実に収集し，現場に残さないようにする。
(紙類・ビニール・布等を含むすべてを含む)